4　遺留分制度の見直し
遺留分権利者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができることとするとともに、遺留分の算定方法について見直しをすることとした。（第一〇四二条～第一〇四九条関係）
5　相続の効力等に関する見直し
㈠　相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができないこととした。（第八九九条の二関係）
㈡　被相続人が相続開始の時において有した債務の債権者は、民法第九〇二条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、法定相続分に応じてその権利を行使することができることとした。（第九〇二条の二関係）
6　特別の寄与
被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族は、相続の開始後、相続人に対し、その寄与に応じた額の金銭の支払を請求することができることとした。（第一〇五〇条関係）

二　家事事件手続法の一部改正関係
1　遺産分割前の預貯金債権の仮分割の仮処分
家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができることとした。（第二〇〇条第三項関係）
2　特別の寄与に関する審判事件
特別の寄与に関する処分の審判事件に関して管轄の規定等の手続規定を設けることとした。（第二一六条の二～第二一六条の五関係）

三　その他
この法律の制定に伴い、所要の経過措置に関する規定を設けるとともに、刑法等の関係法律の規定の整備等をすることとした。（附則第二条～第三一条関係）

四　施行期日
この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇法務局における遺言書の保管等に関する法律（法律第七三号）（法務省）

1　趣旨
この法律は、法務局（法務局の支局及び出張所、法務局の支局の出張所並びに地方法務局及びその支局並びにこれらの出張所を含む。2において同じ。）における遺言書（民法（明治二九年法律第八九号）第九六八条の自筆証書によって した遺言に係る遺言書をいう。以下同じ。）の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをすることとした。（第一条関係）
2　遺言書保管所
遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどることとした。（第二条関係）
3　遺言書保管官
遺言書保管所における事務は、遺言書保管官（遺言書保管所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。以下同じ。）が取り扱うこととした。（第三条関係）
4　遺言書の保管の申請
遺言者は、自ら出頭し、遺言書保管官に対し、遺言書の保管の申請をすることができることとした。（第四条関係）
5　遺言書保管官による本人確認
遺言書保管官は、4の遺言書の保管の申請があった場合において、申請人に対し、当該申請人が本人であるかどうかの確認をすることとした。（第五条関係）
6　遺言書の保管等
㈠　遺言書の保管は、遺言書保管官が遺言書保管所の施設内において行うこととした。（第六条第一項関係）
㈡　遺言者は、自ら出頭し、その申請に係る遺言書が保管されている遺言書保管所（以下「特定遺言書保管所」という。）の遺言書保管官に対し、いつでも当該遺言書の閲覧を請求することができることとした。（第六条第二項～第四項関係）
7　遺言書に係る情報の管理
遺言書保管官は、6㈠の規定により保管する遺言書について、遺言書の画像情報等を磁気ディスクをもって調製する遺言書保管ファイルに記録することによって、当該遺言書に係る情報の管理をしなければならないこととした。（第七条関係）
8　遺言書の保管の申請の撤回
遺言者は、自ら出頭し、特定遺言書保管所の遺言書保管官に対し、いつでも、4の遺言書の保管の申請を撤回することができることとした。（第八条関係）
9　遺言書情報証明書の交付等
㈠　遺言書の保管を申請した遺言者の相続人並びに当該遺言書に記載された受遺者及び遺言執行者等（以下「関係相続人等」という。）は、遺言書保管官に対し、遺言書保管所に保管されている遺言書（その遺言者が死亡している場合に限る。）について、遺言書保管ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「遺言書情報証明書」という。）の交付を請求することができることとした。（第九条第一項及び第二項、第四項関係）
㈡　関係相続人等は、自己が関係相続人等に該当する遺言書（以下「関係遺言書」という。）を保管する遺言書保管所の遺言書保管官に対し、当該関係遺言書の閲覧を請求することができることとした。（第九条第三項及び第四項関係）
㈢　遺言書保管官は、遺言書情報証明書を交付し又は関係遺言書の閲覧をさせたときは、速やかに、当該関係遺言書を保管している旨を遺言者の相続人、受遺者及び遺言執行者に通知することとした。（第九条第五項関係）
10　遺言書保管事実証明書の交付
何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無等を証明した書面（「遺言書保管事実証明書」という。）の交付を請求することができることとした。（第一〇条関係）
11　遺言書の検認の適用除外
民法第一〇〇四条第一項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しないこととした。（第一一条関係）
12　施行期日
この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇ギャンブル等依存症対策基本法（法律第七四号）（内閣官房）

1　総則
㈠　目的
ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
㈡　定義
この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいうこととした。（第二条関係）
㈢　基本理念
ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第三条関係）
(1)　ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。